

労働市場サービスの基盤を 民間部門が担う時代へ

佐野 哲

日本労働研究機構 副主任研究員

20世紀末の劇的な規制緩和

1997年の労働省令改正とILO新条約の採択、そして99年の職業安定法・労働者派遣法改正により、労働市場分野の規制緩和が劇的に進展した。この一連の流れのなかでは、有料職業紹介事業（民間の紹介会社）や労働者派遣事業（民間の派遣会社）に係る職種規制が原則自由化されている。それに応じて、関連する民間人材ビジネスの動向に世論の関心が集まるようになった。同時にこれは、わが国の労働市場サービスが、これまでの公共職業安定所（職安）を中心とした「官主民補」のシステムから、「官民競争」あるいは「官民相互補完」による新体制に移行したことを意味する。戦後からの規制的な労働市場法制度を知る者にとっては、世紀末の極めて劇的なパラダイム転換であったと思う。

規制緩和の急激な進展の背景には、労働市場における大きなふたつの変化があった。そのひとつが、雇用流動化への流れである。不況が長引き、日本的雇用慣行のあり方が問われるなかで、自己責任原則を前提とした雇用流動化時代が到来したと言われて久しい。労働者の意識も「就社から就職へ」と確実に変化しており、いまや「転職」は後ろめたいものではなくなっている。他方、もうひとつが、行政改革論議の延長線上にある「民主官補」化への動きである。「公共

職業安定所を中心とした労働需給システム」とは言っても、所詮「二割職安」である。労働省の雇用動向調査では、「職安を介した労働移動のケースは全体の2割程度しかない」。つまり、雇用流動化時代が到来し国民の労働移動性が高まりつつあるのだが、「職安が労働需給システムの中心になるとは到底思えない」とする判断が導かれる。もちろん「小さな政府」が大前提となるなかで、「労働移動性が高まっているから、職安部門だけ定員増」というわけにもいかない。そうであれば、職安以外のシステムを強化・拡充するしかない。その強化策の対象が、すなわち民間部門である。強化策の第一弾こそ、省令改正、法改正による民間規制の緩和であった。

労働市場サービスの構造と公共部門

ところで、労働市場でのサービス事業には、いくつかの種類がある（表）。例えば公共職業安定所の職業紹介サービスは、数ある労働市場サービスのひとつに過ぎない。

まず、三つの労働力需給調整（マッチング）サービスがある。これが①求人広告、②職業紹介、③労働者派遣の三つである。①求人広告は、新聞広告、求人専門誌、チラシや最近ではインターネットの求人サイトなど、求人者が直接募集を行う際の媒体サービスである。そして②職業紹介では、求人および求職者双方から登録

を受け、両者間で斡旋サービスを行う。また③労働者派遣は、自らが雇用する労働者を他の事業者に派遣するサービスである。一方、さらに三つの関連支援サービスがある。同様に④業務請負、⑤教育研修、⑥雇用保険の三つである。④業務請負は、ひとまとまりの業務を外注として請け負い、人件費の削減を企図する企業などを支援するアウトソーシングサービスである。⑤教育研修は、労働者および企業などを対象に、教育研修や職業訓練の機会を提供する。そして⑥雇用保険では、労働者および企業などを対象に保険に加入させ、失業した場合や経営危機の際にその所得・雇用原資の保証として保険金等を支払う。

このとき公共部門は、公共職業安定所を介して、②職業紹介と⑥失業保険のふたつのサービスを国民に提供している。職安に与えられた具体的な業務は、無料の職業紹介(②)、失業保険の給付(⑥)、失業保険特別会計を活用した雇用調整助成金等による事業所支援事業(⑥)の三つである。また公共部門は、職業訓練機関を別途設置することによって、教育研修(⑤)サービスを提供する。つまり公共部門は、労働市場サービスとして、職業紹介と雇用保険、教育訓練の三つを組み合わせ、事業化しているわけである。

● フルセット化する民間サービス——

それでは、民間部門のサービスはどうだろうか。従来から民間ビジネスは、求人広告、有料職業紹介、労働者派遣、業務請負、教育研修(①～⑤)の各事業を幅広く展開している。雇用保険は雇用保険法が政府管掌を定めている(但し、一部に、掛け金を受けず、失業時の「住宅ローン返済を支援」するサービスがある)が、そ

の他の事業はそれぞれマーケットを拡大させながら、各事業主体による相互の業際連携が着々と進展している。

表は、以上の官民の労働市場サービスの事業化の現状を整理したものである。つまり、民間部門は「多様なサービスをフルセット」で提供できるところに特徴があるといえる。

表 労働市場におけるサービス事業の官民比較

事業の別\官民の別		公共部門	民間ビジネス
需給事業	① 求人広告	×	○
	② 職業紹介	○	○
	③ 労働者派遣	×	○
支援事業	④ 業務請負	×	○
	⑤ 教育研修	○	○
	⑥ 雇用保険	○	×

その上さらに規制緩和策が、民間部門のフルセット化を押し進めている。1999年12月の職業安定法改正は、事業間の兼業規制を緩和しているし、翌2000年12月の「紹介予定派遣(派遣形態を試用期間として位置づけ、派遣期間終了後、企業と労働者の双方が合意すれば正社員として採用される制度)」の解禁により、労働者派遣事業者の職業紹介事業兼業化への動きが加速化した。

一方、労働市場サービスのIT(情報技術)化も、フルセット化の背景として見逃せない。特にインターネットの普及の影響が大きい。例えば求人広告は求人情報を広く提供する事業であるが、旧来型の紙媒体によるサービスは大きな転機を迎えている。いまや情報収集は雑誌や新聞を捲る作業によってではなく、ネット上で検索する時代である。膨大な情報であってもXML技術などを使って一気に検索し、的確にマッチングさせる。求人広告事業者の多くはこうしたネット技術を積極的に導入しているが、その際、イン

ターネットの双方向技術がさらに活用される。つまり、ネットであれば電子メール等により情報のやりとりが可能となることから、いわゆる「斡旋」サービスを付加することができる。「斡旋」すなわち、従来は職業紹介サービスとして行われていた「相談・指導・援助・紹介（＝斡旋）」が、求人広告事業の延長線上で行われるわけである。これにより、求人広告事業者の職業紹介事業兼業化への動きが加速化している。

● 総合化・統合化が労働市場サービスの前提に

周知の通り、企業の雇用構造、管理手法、採用パターンが多様化している。技術革新の変化も激しい。同時に、労働者の就業意識、キャリア志向も多様化している。21世紀は、こうした多様化がさらに進む時代と捉えてよいだろう。また、労働市場の流動化傾向もさらに高まるものとみられる。

このような多様かつ変化の激しい時代において、官民間問わず労働市場サービス部門は、的確かつ臨機応変に対応可能な柔軟性が要求されるに違いない。例えば求人側企業のニーズを考えても、大人数の労働需要には幅広く求職者を集めることが可能な求人広告サービスが有効であるし、欠員募集やスカウトなど少人数の労働需要には職業紹介サービスが欠かせない。人材確保を急いでいる場合には、登録スタッフを多く抱える労働者派遣サービスの納期が早いし、ある受け入れ部門の派遣スタッフの人数が多くなる場合などには、その部門を切り離し業務請負契約によりアウトソーシングするのが合理的である。もちろん、いずれにせよ労働需要に供給側労働者をマッチングさせる過程においては、必要な技術・知識の提供など教育研修サービス

が必要である。他方、労働者側のニーズも同様に多様である。とにかく沢山の情報から自分で選びたいとする積極派には求人広告がびったりだし、十分なカウンセリングを要求し、自分に合った職業を教えて欲しいとする受け身な心理状態では職業紹介、自分の生活パターンや専門技術にこだわる向きには労働者派遣が有効である。もちろんこうしたニーズは、職業生活のさまざまな局面で微妙に変化していく。

多様かつ変化のあるニーズに対して、労働市場サービスはその総合化・統合化が前提とならざるを得ないだろう。つまり「何でも屋」でなければ対応しきれないのである。そうになると、フルセット化している民間部門への期待が高まるのは当然の流れと言えよう。公共部門は職業紹介と雇用保険、教育研修を事業化しているが、職業紹介と雇用保険事業を公共職業安定所（国の機関）が所管しているものの、教育研修事業は関連外郭団体や地方自治体が担っており、これらのサービス所管・担当間のシナジー効果があまり期待できない点も指摘される。この点、民間部門は雇用保険を除く全ての事業をフルセット化しており、柔軟かつ効率的な運用が可能となっている。

とはいえ各事業間のシナジー効果を担保するフルセット構造は、事業主体の大規模化か、あるいは効率的なネットワークングを必要とする。つまり、様々な事業をフルセットでそろえる大企業がマーケットにおいて勝ち残るのか、あるいは小規模な企業がそれぞれの事業を担いながら相互に綿密に連携していくのか、いずれかの形がある。規制緩和により活性化しつつある民間部門だが、サービス内容はフルセット化しているものの、その体制はまだ固まっていない。21世紀の労働市場サービスは、民間部門の競争、淘汰、統合、事業所間ネットワークングの進展とともに整備されていくものと理解してよいだろう。21世紀初頭の10年は、その環境整備の時期として位置づけたい。

都市林の保全を通じた持続可能な地域づくりを目指して

田並 静

自治労横浜市従業員労働組合緑政支部

私は、5年間一貫して横浜市で「市民とのパートナーシップによる都市の樹林地の保全」に関わってきた。「樹林の保全を通じて、持続可能な地域づくりをいかに進めていくか」をテーマにしながらか進めて来たので、この経験を踏まえた上で、21世紀に向けた夢を少し書きたい。

1 都市で樹林を保全するということ一

近年、林業の衰退や薪炭林の利用がなくなったことにより、全国的に森林の管理が行き届かず、荒廃が進んでいる。このような背景から、市民参加による森林保全の取り組みが全国的なブームになり、多くの自治体で様々な取り組みが進められている。その多くの事例を見て感じることは、市民が「森林保全に参加」しているということである。私は、この市民が「参加」という受動的な関わり方に疑問を持ち、より市民が「主体的」に樹林保全に関わる方法はないかを模索して来た。

では、都市の樹林を市民が主体的に保全する場合には、どのようなやり方があるのだろうか。

横浜市は、地形が丘陵地のため、市街地の中まで樹林が入り組んでいる。斜面緑地は開発から取り残され、視覚的に緑が多いように感じることができる。従って、市民にとって、樹林は身近な存在になっているといえる。

私は、「市民にとって身近な樹林」と「樹林の保全活動に関わりたい市民」を結ぶ仕事に5年間関わってきた。あくまでも市民が自分の生活圏（ここでいう生活圏とは、歩いて、または自転車で移動できる圏内）の

中にある樹林に市民が関わっていくためのコーディネートをしている。

なぜ、生活圏にこだわるのか。それは、そこに住む方々が樹林に最も強い関心を持っているということもあるが、それよりもむしろ保全活動の継続性を確保するという点からである。やはりフィールドが電車で行くような場所だと活動を長続きさせるのが難しいのである。森林の保全活動を共有の庭を手入れする感覚で、つまり“市民の日常的な”活動として位置付けることが大事だと感じている。

まず、市民自らが保全活動の対象となる樹林の調査をしながら、現在ある魅力資源を発掘し、その魅力資源を最大限に生かす方策を考えることから始める。魅力資源とは、例えば「シダ類の宝庫」など生き物の賑わいの場合や「谷戸の原風景」など景観に関するものだったりする。これは、樹林によって固有のものであり、その樹林の個性である。

私たちの仕事は、地域に住む人たちが樹林の個性を大事にし、あるいは引き出しながら、樹林を「コミュニティの場として共有できる」ことを最終目標としている。このように、都市の強みを生かして、従来の「市民参加」による森林保全から脱して「市民主体」による「地域の資源としての樹林の保全」を目指しているのである。

2 地域の資源としての樹林

——コミュニティの再生の場として

樹林はどのような資源になりうるのか。大気の浄化、気温上昇の抑制、水源涵養など樹林の公益的機能を

あげればたくさんあるが、ここでは、“都市に住む市民”が関わることによって樹林が「コミュニティの場」になりうるという視点からまとめてみたい。

ただ、都市部に存在する多くの樹林は私有地である。つまり、それぞれに所有者がいるのである。

私有地でありながら、樹林は、その地域に住んでいる市民にとってもかけがえないものになっている。林業の衰退によって私有林が経済性を失った今、その保全・管理をその所有者にまかせっきりにするのではなく、恩恵を受けている市民も一緒に担っていくことが求められている。

所有者が樹林を市民にオープンにし、そこに地域全体が関わることによって、今まで接点のなかったコミュニティ内の人たちの交流が生まれることが期待される。樹林は、今まで交流のなかった市民どうしが“つながる・出会う”「場」としての装置になりうるのである。私は、この「場」をコーディネート（樹林を所有者から借りたり、市民が樹林に入ることを了解してもらうなど）することを仕事にしている。あくまでもこの「場」を活かし、樹林保全の担い手になって行くのは市民である。

市民が樹林の保全活動に関わることによって、「生物の多様性を高めたり、より景観を優れたものに変えていく」ということももちろん大事であるが、“樹林そのものの状態の変化”ではなく、“樹林に関わることによってコミュニティがどう変化したか”というプロセスを、私は重視している。

「どのような樹林を目指すか」、「どのように活用するか」、「どのようなルールで樹林を保全するか」など、市民が樹林保全をする場合、地域で共有しなければならない目標はたくさんある。この共有化する作業（＝合意形成）を通じて、所有者が樹林を守ってきた思いを市民が知り、また所有者は市民の樹林に対する関心の高さやニーズを知ることにつながる。この合意形成のプロセスを通じて、樹林の保全に止まらず、地域全体が元気になって行けば、「地域のコミュニティの再生」につながると考えている。

コミュニティ再生の切り口は、その地域の魅力資源

の違いによって異なる。「場（＝樹林）」を活用することによって、いわゆる地縁でつながった地域（＝自治会や町内会）を関心・テーマ（＝樹林保全）でつなぎ直すきっかけにもなる。テーマとは、樹林保全をはじめとした環境保全、福祉、商店街の振興などまちづくりの切り口である。テーマで集まった人たちが関わることによって、画一的な地域から個性のある地域づくりにつながると考えている。

3 樹林保全における、様々な主体の役割分担

合意形成のプロセスを通じて、樹林保全において各人が果たす役割とは何かということも議論される。それぞれが自分の役割を果たし、責任を負うことで、より樹林に深く関わることになり、自分の問題として捉えることができるようになるのである。

樹林を保全するには、「樹林所有者＝農家」、「樹林所有者ではないが、周辺に住む市民」、「行政」と大きく分けて3つの主体が関わっている。では、それぞれの主体の役割とは何か。

まず私自身が属しているセクターである行政の役割についてだが、他の2つの主体である「樹林所有者」と「市民」の“出会いの場”を初期の段階で作ることではないかと考えている。行政はあくまでも黒子であり、他の主体がそれぞれの役割を果たせるようにコーディネートすることに徹している。まず、行政は所有者から樹林を借り、市民が入ることができるよう条件整備（遊歩道の整備等）をする。次の段階として、この樹林に対する地域のニーズを調べ、保全を必要としている樹林があるという情報を発信する。できるだけ多くの地域に住む人たちが、樹林保全の担い手となれるよう技術的・人的にバックアップしていく。これには、専門家や既に活動をしている森林保全団体の協力を得ながら進めている。

一方、「所有者」に最も求められるのは、樹林を開発せずに保全するという選択をすることと、今まで地域で守ってきた伝統技術を市民に継承（炭焼きなど）す

ることや地域のルールを伝えることだと考えている。

「市民」は、「樹林所有者」とともに地域を再生する担い手・主体であるため、その地域の将来像を描き、目標に向けて行動することが求められる。例えば、その地域の自然環境や伝統的な行事の再評価をし、それを継承し、現代に合った方法で創造することである。

「樹林所有者」も「市民」もそれぞれにたくさんの期待や夢を樹林に持っている。ここで、異なる主体間の合意を作り、地域の様々なニーズをつなげるコーディネーターが必要となる。ここでいうコーディネーターとは、地域に密着して、人材を発掘し、人材どうしをつなげ、人材と素材(=樹林地)を結ぶ役割を担う。

行政がその社会的信用度を生かして初期の段階で、農家の方々を説得し、市民との接着役を担うことは有効だと思うが、ある一定の段階を過ぎた後は、地域にまかせる覚悟が必要だと感じている。

市民による都市の樹林の保全活動は始まったばかりである。現在は、所有者と市民の仲立ちを行政が担う形になっているが、将来的には、「所有者」と「市民」の間に入り、双方が地域に問題意識を持ち、地域を見直し、地域の目標を共有していくためのコーディネートを第4の主体として、NPOの役割が期待される。

もちろん、樹林を借りるなど、契約関係を結ぶ先としての行政の存在意義は残ると思うが、地域内の合意形成を図るという点では、より地域に密着できるNPOが担った方がうまくいくのではないかと感じているのである。

4 最後に、21世紀への夢

—都市の樹林を里山として再生する

都市では特に、地域コミュニティの中の関係性が希薄になってきているといわれている。しかし、むしろ21世紀は、人々が地域コミュニティを見直す時代になるのではないかと考えている。「樹林の保全活動」が、この地域コミュニティを見直すひとつのきっかけになってほしい。地域の魅力資源である「樹林」に関わることによって、樹林の中のことに止まらず、市民自

らが地域の抱えている問題・ニーズに気づき、時間をかけてじっくり合意形成をしながら自ら解決して行く、そんな流れになっていけばと思う。市民が地域に深く関わり、地域のルールを作り、自らのニーズを市民自らが担う時代、それが21世紀だと思う。

「樹林の保全活動」による地域づくりのあり方として、樹林地・田畑・住宅地を一つにくくって、樹林の恵みを循環させる新たな系として捉えることができる。循環型の地域づくりは、1960年代の燃料革命まで、雑木林と田んぼ・畑の営みがつながった「里山」そのものであったといえる。私が関わっている横浜市の樹林も、40～50年前までは、里山の機能を有していた。ところが現在では、樹林と人の関わりがなくなって、「里山的景観」と「樹林の恵みを循環させる里山ならではの仕組み」が崩れてしまった。この壊れてしまったシステムを再生できないか。

20世紀の半ばまで続いていた里山の営みをそのままに戻すことは不可能である。21世紀は、“現代人のニーズに合った新しい”「人」と「樹林」を結ぶシステムとしての「新里山」を作っていきたいと考えている。

都市に住む市民のニーズは様々である。樹林地にヒーリング効果を求めて来る人もいれば、子どもの環境教育や総合学習の場を期待する親たちや先生たちもいる。一方、自己表現の場として、芸術活動や音楽活動の場にもなりうる。もちろん、昔ながらの炭焼きや落ち葉かきを復活させて、「農」とのつながりを再構築していく必要もある。

自然と人間のつながりを壊してきた20世紀だったように思うので、21世紀はこの「つながりを再構築する世紀」であって欲しいと願っている。近年、「循環型社会」や「持続可能な社会」という言葉をしばしば耳にする。「社会」と言ってしまうと、どこから取り組んでいいのかイメージが湧かないが、もっと小さな単位である地域コミュニティ内の持続可能性であれば、ひとりひとりにできそうなことがあるように思う。私は、横浜の中のさらに小さなエリアから、「新里山づくり」を通じて、持続可能な地域づくりを追求して行きたい。

21世紀に向けての歴史認識

中北 浩爾

大阪市立大学法学部助教授

「自虐史観」批判とそれへの反論—

冷戦の終焉は20世紀を事実上締め括る出来事であった。いうまでもなく、それは日本にも大きな影響を及ぼした。政治においては、野党第一党の地位を占めてきた社会党が消滅した。このことと密接な関係を持って、長らく正論と目されてきた非武装中立論が急速に退潮した。革新という言葉が死語になったのは、そのあらわれであった。総じて「戦後民主主義的なもの」に対する不信が著しく高まった。

それは、必然的に歴史認識の見直しにつながった。1996年には「新しい歴史教科書をつくる会」が発足し、「従軍慰安婦」問題などを取り上げつつ、過去の侵略や植民地支配に批判的な立場をとる歴史認識に対して「自虐史観」というレッテルを貼り、「日本人の誇り」を涵養する教科書を作成すべきだと主張した。そして、彼らは、隠蔽された真実の歴史を語る勇氣ある人々として賞賛をもって迎えられた。

藤岡信勝氏らによる『教科書が教えない歴史』に続き、西尾幹二氏の手になる『国民の歴史』が一昨年刊行され、さらに西部邁氏による『国民の道徳』が昨年発売され、いずれも驚異的なベストセラーになっている。こうした「自由主義史観」といわれる主張に多くの人々が積極的もしくは消極的に共感を寄せていることは、無視し得ない重

要な意味を持っている。

当然ながら、「自虐史観」批判に対する反論も活発に行われている。それは、単なる反論にとどまらず、従来の歴史学に内在してきた「国家史」「国民史」、すなわち「ナショナル・ヒストリー」を乗り越えようとしている。高橋哲哉氏による一連の論考は、その代表的なものであろう。そこでは、「他者」との関係性と応答性に基礎づけられた開かれた歴史の重要性が説かれる。

こうした方向性は、戦後の歴史学の中心を担ってきた歴史学研究会にも共有されている。例えば、歴史学研究会が編集した『戦後歴史学再考—「国民史」を超えて』に掲載された主要な論考は、その副題からも明らかのように、国民国家の解体を展望しつつ期待する。全体戦争による大量殺戮など国民国家の罪悪を強調して、「国家史」「国民史」を否定するのである。

私もこうした問題提起を積極的に評価したいと考えている。しかしながら、同時に、少なからぬ疑問を感じざるを得ない。インターナショナリズム（ないしグローバルズム）を説くだけで多くの人々の共感を得ることができるのか、という疑問である。さらにいうならば、国民国家が実体あるものとして認識されていることを十分に踏まえているのか、という疑問である。

● よりよい「国家史」「国民史」の追求

確かに、ベネディクト・アンダーソンの『想像の共同体』が論じるように、国民国家はフィクションとして成立したのかもしれない。また、今日、グローバル化とローカル化が進み、国民国家の相対化の傾向がみられることも事実である。さらに、国民国家の世紀であった20世紀が、全体戦争による大量殺戮の世紀であったこともまた、事実である。国民国家を絶対視することはできないし、すべきでもない。

けれども、国民国家は、少なくとも現在の日本において、実体を持ったものとして認識されている。そのことは、オリンピックなどを考えると、容易に納得できるであろう。政治についても、多くの人々の主たる関心事は、国際政治や地方政治ではなく国政である。経済に関しても然りである。マスコミなどによって作られている側面も確かにあるが、日本という国民国家は実体を持っているというべきであろう。

そればかりでなく、グローバル化が進展する今日、国民国家の意義は逆説的に高まりつつある。グローバルな資本の暴走に歯止めをかける試みは、結局、一国レヴェルの政策決定を通じてしかあり得ない。民主主義も、福祉も、国境のなかだけで成り立っているのが現状である。その冷徹な事実を直視すべきである。現在、少なくとも日本では、強者ではなく弱者こそ国民国家を必要としているといえまいか。

そうであるならば、インターナショナリズムの名の下に「国家史」「国民史」を否定することはできない。そればかりでなく、過去の侵略や植民地支配への反省を前面に押し出す「国家史」「国民史」を描くだけでは、「自虐史観」批判に対する多くの人々の共感とすれ違う結果になりかねない。

いし、国民国家の成果を不当に低く評価してしまうことにもなりかねない。

もちろん、国民国家の問題性、とりわけ日本の過去の侵略や植民地支配から決して目を反らしてはならない。しかし、だからといって、国民国家の解体を訴え、「国家史」「国民史」を否定することは短絡的であり、安易である。インターナショナリズムを指向しつつも、やはり、よりよい国民国家、よりよい「国家史」「国民史」を追求する試みは続けられなければならない。

日本において、よりよい「国家史」「国民史」はあり得るのか。「従軍慰安婦」や「南京大虐殺」を否定することなくして、「自虐史観」ではない「国家史」「国民史」を描くことはできるのか。居直ることなしに、心から誇りうる歴史を日本は持っているのか。こうした問いかけは、これから始まる21世紀に向けての歴史認識においても、重要な意味を持っているといえよう。

● 誇りうる歴史としての民主主義の発展

その一つの可能性は、民主主義である。今日でこそ払拭されつつあるが、戦後日本では民主主義の未成熟が説かれることが多かった。それゆえ、戦前日本の民主化は著しく低く評価されてきた。単純化するならば、自由民権運動など「下からの民主化」が試みられたものの、天皇や藩閥の壁を突き破れず、政党は支配勢力に組み込まれ、ひいては軍部による「上からのファシズム」に陥ったとみなされてきたのである。

それは、大正デモクラシーの評価に端的に示される。すなわち、1924年の第二次護憲運動に始まり1932年の5.15事件で終わる政党内閣制は、財閥と地主に支えられた保守的な二大政党によるものであり、天皇・元老・貴族院・枢密院・軍部などが大きな力を保持し、無産政党の進出が阻

止された。普通選挙は男性に限られ、治安維持法の制定により国体の変革と私有財産制度の否認を目的とする結社と運動が禁止された。

確かに、その通りである。しかし、反政党内閣的な明治憲法の発布からわずかに35年後に政党内閣制が成立し、二大政党が交互に政権を担当したことは驚異的である。また、男性に限られたとはいえ、普通選挙が実現し、労働者にも選挙権が与えられたことは、画期的であった。共産党は否定されたが、社会党の前身の無産政党は認められ、選挙に参加したばかりか、1937年には466議席中37議席を獲得するほどまでに台頭した。

当時の歴史的文脈を考えるならば、戦前日本の民主化を過小評価することは決してできない。さらに歴史の高みから裁断しても、そういえる。75年以上過ぎた今日でも、少なからぬ国々が戦前日本の民主主義の段階にすら到達していない。民主主義の発展は、日本の誇りうる歴史なのである。『中央公論』2000年10月号の坂野潤治氏の論考がいう「民主的伝統」は、確かに存在しているのである。

坂野氏は「民主的伝統」の中心に社会民主主義を据えている。現在、戦後日本の社会民主主義は、社会党の無惨な解体ゆえに、もっぱら否定すべき過去として記憶されている。例えば、昨年刊行された原彬久氏の『戦後史のなかの日本社会党』は、そうした著作である。しかし、それは「民主的伝統」を創出してこなかった悪癖の繰り返しではないか。社会党が果たした歴史的役割にも、正当な評価が与えられるべきであろう。

● 民族国家と峻別される国民国家 ―

「日の丸」や「君が代」に代表される民族主義的なナショナリズムの台頭に対するオルタナティブとして、「民主的伝統」の復権は急務である。21世紀の国民国家は、偏狭な民族主義的なもの

であってはならない。多様性を持つ個人や集団が共生できるよう、民主主義を支柱とする機能主義的なものでなければならないし、そのようなものとして再編されなければならない。「民主的伝統」の復権は、そのための前提なのである。

そもそも、国民と民族は明確に区別される概念である。民族は、言語や宗教などの伝統的文化を共有し、一体性を自覚している人間集団と定義される。それに対して、国民は、一つの国家の内部の住民で、一体性を自覚している人間集団と定義される。国民と民族は、日本では一致するものとして観念されているが、多くの国々でみられるように、現実には必ずしも一致しない。日本でも実際にはそうである。

国民国家は、民族国家とは違い、言語や宗教などの伝統的文化を維持したり、強化したりする必要はない。あくまでも、多様性を持つ内部の住民、すなわち国民との関係において機能主義的であればよい。民主主義を支柱とし、国民の意思を反映するとともに、国民の生命と財産を守り、福祉をはじめ様々なサービスを提供する、そして、それを通じて国民としての一体性を醸成する、そういう存在である。

これは、ある意味で常識的な主張かもしれない。しかしながら、保守派はもちろん、反保守派も、国民国家と民族国家とを十分に峻別してこなかったのではないか。それゆえ、偏狭な民族主義に反対して、一足飛びにインターナショナリズムを説いてしまうのではないか。「自虐史観」批判に対抗して、性急に「国家史」「国民史」を否定してしまうのではないか。

紙幅の都合上ここで論じることはできないが、定住外国人の参政権問題についても、戦争責任の問題についても、こうした観点からの冷静な判断が必要であろう。いずれにせよ、確かな歴史認識なくして、未来に向けての方向性を見出すことはできない。これから始まる21世紀を前向きにかつ着実に作り上げていくためには、継承すべき20世紀の成果を正当に評価することが不可欠である。

閉塞感と不透明感の打開へ

中村 智彦

(財)国際観光開発研究センター客員研究員

2001年には宇宙の旅が実現し、2003年には鉄腕アトムの家族が隣に引っ越してくる。そんな夢は実現しそうにない。ただ、SF小説の中に描かれ出されたいくかの技術は身近に感じている。しかし、21世紀を生き始めた私たちが感じている閉塞感と不透明感、かつての未来図にはなかったものだ。

21世紀が始まった今、多くの若い世代が感じている閉塞感と不透明感、それぞれに関連し合う大きな三つ原因に引き起こされている。第1に日本において戦後50年間続いてきた様々な制度、構造が経年疲労を起こし限界に達している点。第2にはこうした限界が来ているにも関わらず、高齢社会の中でスムーズな世代交代が行われないことによる弊害。第3には、これら複合した原因が引き起こしているIT革新への乗り遅れである。

経年疲労の根元

「景気はいつ良くなるのか」という他愛もない話題が、しばしば真剣に議論される。日本の経済構造、政治や地域経済体制が機能しなくなっているのは、この「いつかは景気が上昇する」という考えが根底にあるからだろう。経済的に発展途上にあつた段階では、多少の上下動はするものの全体としては、右肩上がりでも上昇するのが景気である。しかし、20世紀の終わりに日本

経済は成熟し、先進国国家の仲間入りをしたのである。友人で知日家のフランス人は、「年がら年中、そのうち景気が上昇するとエコノミストや大学教授や政治家が言っている。先進国は、景気をいかに現状維持させるかが最大の課題だ」と言って笑う。しかし、それは冗談では済まず、日本では国家の政策から地方自治体の施策、さらには民間企業の経営方針も、実は「いつかは景気が上昇する」という前提で立てられている。プロジェクト型開発に固執する行政職員も、短期的な不況を乗り切るための公的支援を要求する経済団体も、さらには「来年には」と望みを託すだけの経営者も根底は同じである。

こうした旧来の感覚から脱却しないかぎり、我々は経年疲労した制度から逃れることはできないだろう。21世紀は、従来のような経済成長は今後あり得ないという前提に立ち、先進国型経済の下で、いかなる経済政策を講じて行くべきであるのか、また、地域社会の戦略を立案するのかという議論が不可欠である。そのためには、既存体制の大幅な見直しを避けて通れないことも自覚するべきである。

世代交代の遅れが問題を生じさせる

高齢社会の到来の中で、高齢者の活躍が期待されていることは十分に承知しているし、不可欠であることにも同意する。しかし、世代交代の

遅れが、様々な問題を生じさせていることを取
えて指摘しておきたい。

1999年、大阪府泉大津市や静岡県福田町の
繊維産業に関する調査に関係した。斜陽を続け
る繊維産業であるが、その中にも将来に明るい
展望を回答する企業が少数であるが存在した。
こうした「成長企業」の特徴をアンケート結果や
ヒアリングなどで整理すると、自社の独自技術
やデザイン、アイデアなどを保持していること、
後継者がいること、ITに取り組んでいることが
上げられる。全体としては少数であるが、これら
企業の経営者は、「産地や業界としては衰退す
る」と考えている一方で、「自社の規模は現状維
持もしくは拡大する」と回答しているのである。

「後継者もない。自分の代で廃業だと公言
してはばからない人たちが、組合や地域社会の
中で依然として第一線で活躍する。その結果、
新しい取り組みには非常に消極的になっている
」と静岡県のある繊維業関係者は指摘する。
「10年経てば、経営者たちが変わる。そうすれ
ば、意識改革も一気に進むだろう。しかし、問題
はそれまでこの産業が残っているかだ」と自嘲
気味に話すのは、泉大津市の毛布製造業者であ
る。経営者たちの高齢化、保守化が、やる気ある
次世代経営者の活躍を阻害しているという問題
は、なにもこの2地域に限ったことではない。高
齢な経営者でも積極的な経営を展開している
ケースも少なくない。しかし、次世代へのスム
ーズな経営の移管が行われなければ、日本の経
済競争力は大きく削がれていくだろう。

引き起こされたIT革新の遅れ

日本のIT活用が、遅れている理由は、すでに
挙げた2つの理由が大きく影響している。「今
のところ、みなさん、無ければいけないで、何か

やっているわけでしょう。自分も使わないし、本
当にそんな必要なかどうか、どうも判らない
ですよ。」こう言ったのは、ある政令指定都市
の幹部職員である。SOHOやソフトウェア、映
像などの新産業育成を謳う計画を立てているこ
の市は、労働組合の反対によって、コンピュータ
の本格導入が見合わされている。インターネット
も全くと言って良いほど使用されていない。この
ように各自治体でのIT活用の進捗状況は非常
に遅い。その結果、仕事にも使用せず、必要性も
感じない行政職員が、IT化の施策や計画を立
案する状況を創り出している。

一方、行政側にはIT化に警戒感を持つ別の
理由がある。東京都町田市では、玉川学園駅前
の道路拡張工事を実施し、駅前の櫨の大木を伐
採する必要が出てきた。1999年、市民グル
ープが反対に乗り出し、市との交渉の過程を全て
ホームページで公開した。このように交渉の過
程を、広く全国に公開することが市民側に可能
になったのである。また、インターネットを活用
した選挙活動などでも、長野県知事選で大きな
影響力が証明された。東京都墨田区でIT利用
を促進しようという活動をする30歳代の会社員
は、次のようにも指摘する。「公務員の特に50
歳代以上の人は、ITを活用した様々な活動を、
自分たちがかつて行ってきた学園紛争とイメ
ジ的に結びつけている。その上、実際に自分た
ちは利用していないために、得体の知れないグ
ループが次々活動を始めているという警戒感と
恐怖感を持っているのだろう。」

一方、中小企業の若手後継者と懇談すると、I
T導入を巡っての問題が指摘される。30歳代半
ばで後継者として決定されているというものの、
父である経営者は50歳代から60歳代で健在で
ある。最終的な決定権は手放していない場合が
多い。こうした実質的に経営権を握っている世
代は、新聞や雑誌、講演会などを通して、ITの
重要性は認識しているものの、依然としてコン

ピユータは、一部のマニアのおもちゃという考えから逃れかねている。パソコンを導入し、それを使用する後継者や従業員を見ると、業務時間中に遊んでいるとしか思えないのである。静岡県のある商工会の研究会では、「必要なもの判るが、もうこの歳だし、キーボードなどは見るだけで気分が悪い」という意見が出た。大阪で中小企業ながらIT導入を積極的に進めてきた経営者は、「ファックスが導入された時、同じようなことを言って、最後まで使わなかった同業者がいた。今、それらの企業は残っていない」と笑う。一方、東京のある大手メーカーの協力企業の後継者は、「そうして反発する反面、導入することを認めた途端、なんでもかんでもパソコンで出来ると言い張って、高額なものを購入しようとする」と苦笑する。

世代間のITに関する関心は明らかに異なる。通信白書の資料を見ても、インターネットの利用率は35歳辺りを境目に大きな相違を見せる。10歳代後半から20歳代半ばまで大半が利用しているのに対して、40歳代以上になると利用者は少数に転落してしまっている。つまり、ITの進展を声高に議論し、決定権を持つ行政や企業の管理職、経営陣の大半がITを利用したことのない年齢層に属しているのだ。

● 21世紀に

21世紀に一步踏みだし、30歳代は苦悩している。「80年代に仕事をしたかったな。白い上に絵を描けるのなら、さぞかし楽しいだろう」と自嘲的に笑って、将来に頭を悩ませている。その一方で、失策を行い、次代への負債を残した前世代は、依然として責任を認めようとせず、権力を握ったままである。21世紀には、そうした状況がさらに顕在化し、対応が迫られるだろう。

ある意味で、それは世代間闘争と呼べるものになる可能性がある。その前兆は、すでに様々なところで見ることができる。

21世紀は、すでに未来ではなく、現実として目の前に広がっている。冒頭で述べたように、それは閉塞感と不透明感にあふれているようである。しかし、ITはある意味で、それらを切り開く道具になりえるかもしれない。20世紀の最後、世の中はIT革命と騒がしかった。しかし、21世紀の現在、大多数の日本人にITはごく当たり前の道具として受け入れている。すでに「革命」ではない。世代間闘争の最終的な勝負は決まっている。しかし、前世紀の夢に固執する勢力が強くと、勝負がつくのが遅ければ、日本の将来は危うくなるだろう。

もちろん、ITの導入で、なにもかが一気に解決するなどという楽観的な予想は全く持っていない。これは単なる道具である。しかし、将来にその遅れを取り戻すのは困難になる。過去にも同じような例がある。明治期に建設された旧国鉄路線は、直線区間が多い。街道の機能が奪われ、町が衰退すると建設反対が起こったため、市街地から離れた原野を走らせたために直線になったと言われる。その後の結果は、言うまでもない。今は、それが地球規模で起こるのである。

中小企業や地域経済を考えたとき、ITをキーワードにして、問題を掘り下げていくと、実はその根底にある問題に気が付くはずである。それが、本稿で述べてきたことである。三つ挙げた問題の何を最初に突き崩せるかは、分からない。しかし、その一つでも突き崩せられれば、他の二つも大きく動くのではないかと考えている。もし、動かなければ、我々の21世紀は、閉塞感と不透明感では済まなくなるだろう。

少子社会への対応 —人材育成にジェンダーの視点を—

福田 豊子

広島工業大学高等学校 非常勤講師

はじめに

我が国は新世紀を迎えるにあたり、世界に類を見ないスピードで高齢社会へ突入した。2020年には国民の4人に1人が高齢者となる。政府の対応として、ゴールドプランや新ゴールドプランの策定・実施に始まり、公的年金受給年齢の引き上げ・年金額の引き下げが検討され、1999年からは介護保険制度も導入された。

一方、少子化に対する施策としてはエンゼルプランが位置付けられるが、出生率は未だ上昇には転じておらず、むしろ予測値よりも低い数値で停滞が続いている。少子化という現象は、人口ピラミッドのバランスを崩す大きな要因であるため、少子・高齢化問題として一括りで論じられがちである。「高齢者が増加しているので、子ども（生産年齢人口）が減少すると困る」という論調である。その場合、少子化そのものに潜む問題が矮小化され、高齢化の促進要因という限られた文脈の中だけで理解されてしまう。つまり、具体的な社会保障制度自体の見直しが急務となる高齢化問題に比べ、少子化問題は、社会全体の活力の低下というどちらかといえば抽象的な不安材料としてのみ捉えられてしまうことが多い。従って、少子社会のあり方を考察するには、少子化問題を高齢化問題とは一旦切り離して考える必要があると思われる。

表層的な少子化という現象を検証すると、その背

景にある本質的な問題が浮上してくる。まず、(1) 数の減少という量的変化だけでなく子どもが質的に変化してきたこと、次に、(2) 教育も含めた社会全体のシステムが、経済に従属してしまっていること、最後に、(3) 環境・エネルギー問題など近未来に關するリスクを次世代に先送りしていること、である。本稿では、これら3つの側面から少子化問題を問うことによって、少子社会への対応について考察を深めてゆきたい。

1 教育・保育領域への投資

まず、子どもの変化については誰もがその気配を感じているだろう。教育現場における学級崩壊や不登校、少年犯罪の増加など、子どもは確かに変わりつつある。

1999年度における文部省の体力・運動能力調査や厚生省の学校保健統計調査によると、ほとんどの項目で子どもの体力が低下を続けている。以前は成人病といわれた生活習慣病に罹る子どもも増加している。また、精神力という点でも、ささいなことですぐにキレル子どもの増加が報告されている。犯罪白書によると、少年刑法犯の増加は戦後最悪の事態に達しており、低年齢化が進行している。「心の教育」の重要性が叫ばれる所以である。さらに学力についても、思考力や創造力の低下が懸念されている。1996年、国際教育到達度評価学会がまとめた国際的な学力比較によると、思考力・表現力で成績が悪

い。

教育を知育、体育、徳育という3つの側面から捉えると、すべての面で子どもの力が弱くなっていることがわかる。子どもが「生きる力」そのものを失いつつあることは、近年文部省によって明言された。それは、戦後それなりの成果をあげてきた教育政策が、高度経済成長期以降うまく機能しなくなってきたことの証左でもあろう。不登校は全国の小中学校で13万人を超えると言われている。学校を卒業しても社会に適応できず、自宅に引きこもり家庭内暴力などを併発する「引きこもり」は、数十万世帯とも言われている。

子どもの数が少なくなればその分、掛ける手間が省けるというわけではない。絶滅寸前の動物には特別な手厚い保護が必要のように。まして、教育・保育とは目先の成果を云々するものではなく、遠い未来に投資するものであってみれば、少子社会こそむしろ子どもの教育・保育を充実させるべき時であろう。もちろんそれは甘やかすことと同義ではない。形式ばかりの教育改革に終わらせず、更なる内容の再検討を含めた取り組みが望まれる。

2 経済概念の問い直し

次に、諸々の社会システムが全て経済優先で機能していることが問題である。本来、独立した領域であるはずの教育も、経済に従属してしまっている。効率のよい企業戦士を量産する工場として、戦後の教育はずっと操業を続けてきた。しかし、今日の教育に求められているのは、ただ経済至上主義を猛進するのではなく、逆にその弊害に気づき軌道修正できる能力の育成である。

かつて栄光を謳歌した日本経済に、影が差し始めて久しい。官民あげて、規制緩和など抜本的な構造改革に取り組んでいる真っ只中である。だが、そもそも経済活動とは「人間の福祉を増進する」ためのも

のであり、単に「生産と消費を極大化する」ためのものではない。その意味で、GNPという指標が示す経済とは狭義の概念にすぎない。

人間の生活に関わる活動には、家事労働や育児・介護、ボランティア、相互扶助などの「非貨幣的生産部門」があって、それらが貨幣的な生産部門を支えている。更に、それらを支えるものとして「母なる自然」としての「資源自然基盤」があり、廃棄物などの隠れた外部コストを吸収している。「廃棄物は許容量を超えなければ循環再利用される」が、環境コストとして最近では表面化してきている。貨幣では表わし得ないこれら非貨幣的部門の生産価値は、GNPの60%に相当するという報告もある。人間の生活は、こういった部分に大きく依存しているのであり、広義の経済概念とはその部分も包括するはずだ。

これらの、非貨幣的経済活動の重要性が、従来の経済至上主義ではないがしろにされてきた。そのため、女性は無報酬の労働から逃げ出し、経済的に得な選択をするようになった。「家族における子どもの機能が、生産財から消費財へと比重を移してきた」現代において、少子化は経済学的に正しい選択の結果である。多くの女性が子どもを産み育てる選択をするようになるためには、従来の経済の枠組みを超えた広義の経済概念から、人間の経済活動を捉えてゆく必要がある。それは、経済学のパラダイム転換でもある。

3 地球規模の問題への視野

最後に、地球規模の問題がそのまま次世代に先送りされてきているという現実がある。広義の経済概念に含んで問い直されるべき環境の問題はその最たるものと位置づけられよう。例えばゴミを埋め立てたとしても、ゴミ問題そのものが解決するわけではない。その場は問題を回避できたように見えても、実は「リスクが次世代に引き継がれ」しているだけである。今

の世代の短期的な利益を最優先し、後の世代へと「負の遺産」を累積しているにすぎない。環境問題と関連するエネルギー問題も然り。多くの原発事故が発生しても、臭いものには蓋式の、当面その場を取り繕う姿勢が貫かれている。とりあえず責任を先送りにし、根本的な解決策を探る方向での論議にはならない。それだけでなく、弱体化・弱小化している次世代がこれら困難な諸問題の重圧に耐えうるかは、心もとない限りである。

まして、これらは国内だけで済む問題ではない。地球規模で影響や対策を検討しなければならない重要な問題が山積みされている。目前に差し迫っているのが人口問題である。2020年には80億に達するという地球の人口をどうするのか。たちまち食糧問題やエネルギー問題が浮上する。とても現状の供給能力では賄いきれないはずだ。途上国が開発を進め、先進国並みの経済発展を遂げれば、今以上に環境問題は悪化する。また、地球の温暖化や異常気象が食糧供給に与えるダメージはどのくらいか、食糧の半分以上を輸入に頼っている我が国にとっても他人事ではない。途上国の経済発展を妨げる権利を先進国がもっているわけではなく、いずれ南北問題が重大な局面を迎える可能性もある。

経済発展の恩恵に与る先進国の一員として、日本国民はこれらの地球規模の諸問題に直面する義務がある。責任を次世代へあるいは他国へ負わせ続けることは、もはやできまい。

● おわりに ——「少年と母」から大人の男女へ

戦後の日本が奇跡的な経済成長を達成できたのは、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分業を基本原理とした、経済的に極めて効率のよい社会システムを構築してきたからである。更にそれは、少年としての男性と母としての女性による性別役割分業で

あった。男性は、生活面の自立を免除され、社会的な責任を会社に肩代わりされ、ただ経済的な業績をあげる競争にかりたてられた。一方、女性は、子どもと夫を世話する母親役を割り当てられた。戦後、我が国の文化や制度が提示してきた男女像は一人前の社会人ではなく、「少年と母」であった。今日の日本は半人前の男女によって構成されているともいえよう。

このようなジェンダーの観点から見ると、先に述べた3つの問題の輪郭が明確になってくる。例えば、自己中心的ですぐキレる現代の男の子の出現は、戦後の産業構造の変化や規範意識の希薄化とあいまった時代の産物であり、学校や社会に適応できない子どもの増加も、現実から逃避し成熟した大人になるのを拒否する子どもの増加である。また、子どもと夫の母親役がどれだけ経済的に損であるかを察した女性の増加によって、家事・育児という経済的非貨幣的部門はさらに周辺に追いやられることになった。

もはや現代の多くの女性は、自己犠牲の上に成り立つ母親役を喜んで買って出はしない。従来のようにただ母性を賞賛するのではなく、他の現実的な方策を考えなければならない。その際、経済概念自体を問い直す姿勢が求められる。そして、いずれ先進国と途上国の利害の対立が表面化してくるであろう地球規模の問題についても、とるべきスタンスは基本的には男女の利害の対立におけるものと一致するはずだ。それは、人権問題とも関わってくるし、ひいては科学技術の方向性や文明のあり方の議論にまで発展しよう。以上のようなジェンダーの視点を人材育成に取り込んでゆくことなくして、本当に豊かな少子社会は実現しえない。

参考・引用文献

- 大沢真理(1993)「企業中心社会を超えて」時事通信社
河合隼雄(1994)河合隼雄著作集10「日本社会とジェンダー」岩波書店
厚生省(1998)「厚生白書(平成10年度版)」
ポール・エキンズ編著(1987)、石見尚他訳「生命系の経済学」御茶の水書房
前田雅英(2000)「少年犯罪」東京大学出版会

あえて「普通」・されど「改革」

松本 喜成

JAMサンデン労働組合

はじめに

この度、生活経済政策研究所から寄稿の依頼を受け、小生のような若輩者が来る21世紀について語るのは畏れ多いことですが、こうした機会を与えてくれたことに敬意を表し、思いの一端を述べさせていただきます。

本題に入る前に、読者のご理解を賜る為にも若干小生の現況について触れさせて頂くことをご承知願いたいと思います。

社会人としてまだ15年の経過しかない未熟者であります。現勤務先入社後間もない頃、先輩の誘いもあって労働組合役員を志し、現在組合員3000名規模の責任者として様々なことを学ばせて頂いております。

小生自身思いますに、決して能力が高い訳でもなく紹介出来るほどの実績がある訳でもない、どこにでもいるようなごく平凡なサラリーマンであります。しかしながら職務がら政治や経済・金融、福祉から環境等を労働組合の立場から捉え、また所属する労働組合の組合員の中で起こる様々なトラブル処理等々の解決手法とその為の雑学全般を身につけるべく日夜励んでおります。

こうしたなか、昨今思う事に「この国は将来どの様になるのだろうか。自分達の子や孫の時代にはどうなってしまうのだろうか。自分の老後はどのようにしなければならぬのだろうか。」など徒然な

るままに思いがよぎることが日々増えますし、そう思うきっかけが仕事や日常生活のなかで非常に多くなっていると感じます。

誰しもが感じていることとは思いますが、そうした疑問の一端を問題提起させて頂きながら、スケールの大きな次世紀を考える事は非常に難しいものではあります。20世紀を自分なりに捉えた上で、21世紀はどうあるべきなのかを述べさせて頂きます。

20世紀の課題

戦争と革命の世紀、科学と技術の世紀、大衆の世紀……。

様々な形容されるされる20世紀が終了しました。長い人類史の中でも、20世紀最後の十年は、人間活動の広がり、母なる地球さえ小さな星に変えてしまったことで記憶されることと思います。

冷戦終焉後のグローバル経済化、市場化、電子情報化は、旧来の権威や価値観を揺るがし、人々を困惑させていると考えます。

こうした中、20世紀末の日本は二つの崩壊に直撃されました。政治・軍事面での冷戦体制の崩壊と経済面での巨大バブルの崩壊であります。戦争の廃虚から高度成長を経て経済大国日本が築き上げられました。それは多くの働く者の血と汗と努力の賜であり、更には国民が一丸となって豊かな生活を求めていたからこそ成し遂げる事が出来も

のと思います。しかし、ひたすら経済大国に突き進んだ日本は今や多くの制度疲労とゆがみの精算を迫るものとなってしまいました。わが国の政治と経済は、多くの重い宿題を抱え込んで21世紀に踏み出そうとしているのではないのでしょうか。

新たな21世紀を私達はどう踏み出せばいいのか。人間の価値観の変更をも迫るほどの環境の変化を見つめ、世界的にそして日本として、私達の抱える課題を今こそ考える時期に来ていると思います。

● 21世紀の経済政策のあり方

20世紀、特に戦後日本の経済政策は経済を成長させるため、産業振興のための政策と労働力確保の政策とを区別して考え推進してきました。本来、両者は重なりあうものの、高度成長、生活水準・国民所得の向上が国是であった以上、効率性優先から別々の政策推進が選択されてきたと思います。

均等・画一的の時代から個と多様性が求められる時代となり、事業者・労働者の意識と行動スタイルが変革しているとき、経済政策のあり方も変容していく必要があります。

いかに技術や情報が発達しても、これを使える人がいなければ宝の持ち腐れであり、新たな発想・アイデアで新しい技術や情報を開発し発信する人がいなければ、成熟し多様化した社会の需要に对应てはいけないものであると考えます。突き詰めれば、未来の産業創造に必要な資源は、人の持つ「知識」と「技能」ではないのでしょうか。

効果が見えにくい「人づくり」ですが、産業経済を動かすのが人である以上、人材を適切に評価し、市場の中で資源として適切に配分していくことが、産業の競争力を高めていくことに必要な事であると考えます。

● あるべき社会の方向性

この間触れた通り、戦後日本は経済を中心に復興を成し遂げ、国民の総意であった生活の向上が実現できました。人々の暮らしは便利になり何不自由のない豊かな時代になりました。余談ですが、小生自身思いますに幼い頃TVマンガで見たヒロインが持っていた携帯通信機器を何時になったら自分達も使えるようになるかと夢に見たものでした。やがて30年が経過し、今や持っていない人の方が少ないと言われる程までになった携帯電話は人々に広く普及し、且つ大きな経済市場をも司るようになりました。電子技術の発達と共に消費者ニーズとそれを満たそうとする企業ニーズの一致がここに見られる訳ですが、一方でこうした従来生活の場になかったものが登場することによる新たな問題が発生する事も忘れてはならないと思います。

1999年の世相を表現する文字に「末」という字が選ばれたことは記憶に新しいですが、世も末と思わせるような人の心までもが荒んだ事件の道具にこうしたハイテク製品が利用されていたことは、21世紀を一方で不安な時代へと導いている象徴なのかもしれません。

21世紀は、精神的な成熟が求められる社会となり、個々人の働き方やライフスタイルに応じた社会のあり方、自由、公正性が保障された市場経済の中で、個人の責任が求められる経済社会になっていくと考えます。

そしてやる気のある者、努力する者が報われ、その能力を最大限に発揮できる環境を整備する事で、21世紀に向かって活力ある経済社会を築いていく必要があります。

成熟とは、本当の意味での豊かさを追求し、それを実感する事が出来るということ、その人なりの生き方において、満足感・充実感が得られるという

ことではないかと考えます。

その為には、自分は何をしたいのか、社会にどう貢献するのかを考える事が重要です。自分の適性や能力を考え、自身の得意分野で社会の一員としての貢献をすること、社会に置いて自身の存在意義をその人なりに得ることが満足感・充実感であり本来誰しもが持っている人間としての欲求を満たすことにつながると考えます。

社会を成長させるため一人一人が何でも行わなければならない時代は終わり、その人なりの精神的な成熟が結果として社会全体を発展させていく時代になると思います。それは極めて人間らしい本能的な行動パターンに基づいたある種「普通」のこの実現ではないでしょうか。しかしながら、誰しもの願いであることが非常に出来ずらい状態にいま国自体が追い込まれており、戦後復興の時代とは逆の、国民が一丸となって先が見えない不安な状態になっています。一刻も早くこうした状態から脱するために社会全体が変わろうとすることが重要であり、活力ある21世紀を築くための「改革」が必要であると考えます。

政治の仕組みや経済活動の見直しをはじめ、地域や家庭生活まで、至る所での改革にチャレンジしなければ、子孫の時代にまで大きなツケを残すこととなるでしょう。

● 子供達のための未来づくり

私達は毎日一生懸命働くのは、確かに自分たちの生活を少しでも豊かにしようとするからだと思います。自分を含め家族の皆が楽しく暮らせるようにするために日々努力を続けていますし、社会全体も平和で幸せな生活環境を望んでいます。しかし、私達人間が活動を活発にすればするほど周りの環境、特に自然環境は悪くなっていきます。生活の糧を得るため働いている以上、経済活動を止

めてしまう訳には当然いかないと思います。自分や家族を大切にするのは人間として当たり前ですが、その大切にしている気持ちの少しでも自分や家族以外の地域や社会全体に振り向ければ、少しは違ってくると思います。

人間は、高度な知恵を持ったために、自然の中の他の動物と一線を画し、その欲を満たすために自然の摂理に反して勝手なことをして来ました。もうそろそろ過度な成長に終止符を打ち、立ち止まって周囲をよく見渡す時がやって来たように思えます。

誰もが今の日本を含め全世界の不幸や異常な出来事のない21世紀を望んでいます。

そうした心豊かな未来を築くためには、一人一人が自分の足で立って、自分の力で歩いて行こうと努力することが必要だと思います。ただ、その時一人で無理せず、社会全体で少しずつ力と知恵を出し合うことが大切だと思います。一人で出来ないことも多くの力を結集すれば少しずつ前に向かって進んでいけると思います。進む先には未来の子供達の笑顔が待っています。

本来人間が持つ素直な気持ちや思いやり、誰しもが願う自然で普通の事柄や価値観が失われつつある今、大自然の変化は大きな警告となって自分達に降りかかっているように思います。

明確な「普通」を計る物差しはありません。しかし、21世紀に生きる子供達のために、あえて普通のことを私達大人はチャレンジし今の考え方や生き方を「改革」し、社会全体ですばらしい環境を築く必要であると思います。そしてこれを次世代へと引き継がなければならないと考えます。

終わりにあたり、今私達は輝かしい21世紀のスタートに立っています。希望の持てる夢ある時代にしなければなりません。その為にもポジティブな明るい話を本来私自身述べたい部分もありましたが、あえて現実を直視するがゆえに多少ネガティブな内容になりましたことを心よりお詫び申し上げます、お付き合い頂いたことに感謝し私が願う21世紀を締め括ります。

子供たちが健康な心をもって成長できる社会

水島 広子

衆議院議員

1 精神科医としての経験から

日本がいま抱えている問題の多くの原因は、突き詰めていくと、「多様な価値観が認められない」「コミュニケーション不全」、この二つに集約されると思います。私はこれまで精神科医として、主に思春期前後の子供たちの心の病を、対人関係に焦点を当てた治療法で治してきました。精神科を受診される患者さんの多くは、社会によって心を病んでしまうことが多いものです。特に、思春期前後の多感な年頃では、身近な社会である家族や学校という環境から受ける影響は非常に大きなものがあります。入院してせっかく治っても、元の環境に戻すと、また発病して病院に舞い戻ってきてしまう、ということの繰り返しです。これは、子供に限らず大人の患者さんでも同じことです。

「子供たちが健康な心をもって成長できる社会」の実現のために、政治家として出来る役割を考えてみたいと思います。

2 大人たちのモラルの低下

相次ぐ少年犯罪やいじめなどの問題を見て、なぜ、日本の子どもたちは、こんなふうになってしまったのか？との疑問を持っている方も多いと思います。いま親たちは、自分の子どもが少年犯罪の被害者となる危険に怯え、同時に、加害者となる心配もあることでしょう。私たちは、子どもたちの心が急速に病んでいる時代に生きていけると言えます。

子供の事件が報道されると、「今の子供は物が豊か

になったから、我慢を知らない」「甘やかすからわがまになった」などという意見が登場します。その根拠となるのが、「昔は何でも我慢するのが当たり前だった」などという自らの経験論です。でも、経済的に豊かであつてもきちんとしたしつけによって「我慢強い」子を育てている家庭も存在します。

時代の中で変化した最大の因子の一つは、子どもの数だと思います。最近になって少子化が社会問題となりましたが、今の子ども親たちも、一人っ子・二人っ子世代です。つまり、子供から見ると、身の回りに子供が少ないことも問題ですが、もっと重要なのは、身近に大人の数が少ないことだと思います。昔は身の回りに近所のおばさんや親戚のおじさんなど大人たちがたくさんいて、自分の親に多少問題があつても、別の大人が代わりに支えてくれました。今は、子どもにとっての身近な大人が親だけというようなケースも少なくありません。そんな中では親が子どもに与える影響は非常に大きなものになってしまいます。親子関係が今ほど緊張しやすい時代はかつてなかったのではないのでしょうか。

「体罰をしなくなったから痛みが分からなくなった」などという意見がありますが、痛みというのは体罰で覚えるものではありません。もっと問題なのは、暴力的な表現が氾濫している子供向けメディアや、見本を示すべき大人自身のモラルの低下ではないでしょうか。親や教師をも含めて、子どもの周囲に、尊敬に値する大人が一人もいないというケースが増えています。尊敬できない教師に殴られた子供が、一時的には言うことを聞いても、それは、ただ不本意に黙らせられただけであり、より大きな「爆発」のエネルギーをため込んだと考えるべきでしょう。こうして、「飽和状態」になったとこ

ろを、ほんの少しのきっかけでキレてしまうのです。

子供同士の喧嘩には、適度な力加減、相手との交渉など、教育的な意味がありますが、上から一方的な暴力を受けるだけの「体罰」は、子供たちに恐怖感を与え、不満を内包させ、暴力を正当化する卑しい大人の姿を目の当たりにするだけです。子供たちのモラルをさらに低下させる効果しかありません。

3 コミュニケーション不全の時代——

心の病にかかったり、問題行動を起こす子供の多くに共通するのは、自分の気持ちを言葉で表現する能力の低さ、つまりコミュニケーション能力の不足です。本来なら他者とのコミュニケーションを通して解決されるはずの感情が、解決されされずに蓄積され、病気や問題行動といった不自然な形で爆発してしまうのです。自分のストレスを言葉ではなく病気や問題行動によってしか表現できないという、一種の歪んだコミュニケーションの形であると言えます。

昔は子供や大人が入り交じる地域社会で無意識のうち育てられたコミュニケーション能力が、少子化に伴ってそういう場がなくなったことは前にも述べましたが、さらに偏差値教育や経済至上主義がそれに拍車をかけてきたのだと思います。

そもそも、これだけ価値観が多様化し、社会が国際化した今の時代は、昔よりもずっと高いコミュニケーション能力が要求されるはずで、今の子どもたちへの処方箋は、言葉によるコミュニケーションの能力を育てることです。コミュニケーションの基本は、自分の考えや気持ちをきちんと表現し、相手の考えや気持ちをしっかりと受け止め、その一致点や相違点を考えていくというものです。自分の考えや気持ちをためこむことなく相手に伝え、必要なときには他人の力を借りて道を切り開いていける、そして最終的な妥協や解決に至ることができる、そのためのコミュニケーション能力こそが、学歴や知識などよりもはるかに重要なその人の人生の質を決める一番の財産であると言っても過言ではありません。このような重要な能力を育てる

環境こそ、教育現場でも最も優先されなければならないのではないのでしょうか。

4 まず大人たちがコミュニケーションの見本を——

コミュニケーションの基本を身につけ、ストレスに強い子供に育てていくためには、まずは親を始めとする大人たちが、自らのコミュニケーションを振り返り、良い手本となるのが大切です。外国の子供たちは、日本の子供たちよりも、友人の親とも対等に話が出来たり、道で出会った他人に挨拶したり、困っている人に手を貸したり、道を譲られたら笑顔で礼をするという習慣が身に付いているように思えます。それは、親たちが、コミュニケーションを駆使することこそが、自分を守る最大の「武器」であることを良く知っていて、自らそれを実践しているために、子供たちも小さいときから自然と身に付いているからなのでしょう。

「子育てはおまえに任せたはずだ」などと言って、夫婦の話し合いを打ち切っている多くの日本の親の姿は、子どもにとって悪いコミュニケーションの見本になるだけです。ましてや、国会議員がヤジにキレて、水をかけるなど言語道断です。少子化の今、大人たち自身が子供の見本となるように、いかにコミュニケーション能力を高めていけるかに、子どもたちの今後がかかっていると思います。

5 単一価値観の押しつけ——

今の子供たちの環境を象徴する現象に「いじめ」があります。いじめというのは、自分と違う他人の存在を受け入れることができない結果起こるものと言えます。人間の多様性を認められない排他的な行動とも言えます。いじめの問題を根本的に解決するには、「人はみな違う」という当たり前のことを認識して、自分も他人も大切に出来る子供を育てることが大切です。そのためにも、まずは大人社会を、いろいろな生き方が可能な多様性が認められる社会にしていかなければ

ればならないと思います。

今の大人社会は、「単一の価値観」の押しつけに満ちあふれています。その代表的な例が、夫婦は同じ姓を名乗らなければならないとする今の民法ではないでしょうか。ここには、「夫婦は同じ姓を名乗った方が(あなたの)家族は幸せなのだ」「夫婦が別の姓だと(あなたの)子供がかわいそう」とする、ある種傲慢な押しつけが見えます。

各家庭にはそれぞれの事情があるわけですから、自分たち夫婦にとって一番良い方法が、必ずしも別の夫婦にとっても一番良い方法だとは限りません。同じ姓を名乗ることによって円満が保たれる家庭もあれば、別姓にする事によって、一人一人が生き生きと暮らせる家庭もあるのです。こうした家族の多様なあり方を否定し、各家庭の実状も考えずに家族のあり方を一つの枠にはめ込もうとする現在の民法は、今の社会の悪癖を象徴するものです。

6 多様な価値観の認められる社会

私は、民法の改正に対する論議を見ていると、いじめを始めとする今の子供の置かれている環境を見るような気がしてなりません。民法改正賛成派と反対派の論議は、簡単に分けると次のような構図になっているからです。

賛成派＝自分と他人との違いを認め、お互いを尊重して生きていこう。

反対派＝みんな同じじゃなきゃイヤだ。みんなと違う人は排除しよう。

民法の改正は、別姓夫婦の利益のためだけではなく、あらゆる人々が他人の価値観を尊重しながら生きていくという、人間としての基本的な考え方の確立につながるのだと信じます。多様な価値観を尊重できる社会づくりのために、まずは率先して法改正をすることこそが、国民のための政治の第一歩ではないかと思うのです。

ところで今の民法には、もう一つ重大な欠陥があります。それは、非嫡出子、つまり法律上結婚していな

い母親から生まれた子供に対する差別を明文化したものだということです。非嫡出子は、法律上、相続の時に差別を受けるだけでなく、普通に社会生活を送る上でも、就職や結婚の際に差別を受けています。先日、衆議院の予算委員会で、自らが首相になった経緯を「密室的」と批判された森首相は、「私が密室で私生児のように生まれたと言われるのは不愉快」と答弁しました。一国の首相がこのような差別的発言をすることに代表されるように、子供に対する生まれながらの差別を正当化するような大人社会のあり方も、いじめを許す大きな原因になっているのではないのでしょうか？ 日本のあらゆる「悪」の根元となっているのが今の民法と言っても過言ではありません。

「自分と他人との違いを認め、お互いを尊重して生きていこう」

「みんな同じじゃなきゃイヤだ。みんなと違う人は排除しよう」

どちらの社会が、子供たちの環境にとって良いのかは、一目瞭然です。

7 心の健康度の高い社会を目指して

子供たちが健康な心をもって成長できる社会の実現のためには、子供たちだけではなく、周囲の大人の環境を変えていくことが大切だと述べてまいりました。大人の心を健康にするためには、コミュニケーション能力を高めて、多様な価値観を認めることで、自分も他人も大切にできる社会を実現すると共に、年金や公的介護などの保障をしっかりとすることで、老後の不安を取り除き、だれもが安心して歳を取れる社会にすることが不可欠だと思います。

心の健康度の低い社会は、心を病んだり、本来の才能を十分に発揮できない人たち本人にとって不幸であるばかりではなく、日本経済全体にとっても多大な損失と言わざるを得ません。こうした単一価値観に支配された現状を改善していかなければ、現在日本を取り巻く閉塞的状况からも、なかなか脱出できないのではないのでしょうか。

「労働金庫とNPO」、非営利・協同の 新たなパートナーシップにむけて

山口 郁子

東京労働金庫 総合企画部

東京労働金庫では、昨年4月よりNPO法人向けの融資制度『ろうきんNPO事業サポートローン』の取扱いを開始した。また、全国の労働金庫においてもNPO活動の促進に向けた様々な施策の検討が進められている。

NPO研究に至る大きな背景は、労働金庫の存在意義の追求である。相互扶助・協同の精神で設立された労働金庫の資金を活用し、市民・勤労者の生活課題の解決を図るという福祉の視点と、21世紀の新たな金融の役割という方向性を、NPOという形で結び付けている。

本稿では、これまでのNPO研究の成果とともに、NPOに対する労働金庫の基本的考え方、支援施策の現状について報告し、21世紀における労働金庫の今後の方向性について考察したい。

1 資金をめぐるNPOの課題 —関係金庫の研究報告から—

(1) 資金調達

NPOの財源には、会員からの会費、政府・自治体からの補助金・事業委託金、民間（財団・企業）からの寄付金・助成金、個人からの寄付金、提供するサービスへの対価、金融機関からの融資などが挙げられる。商品やサービスの購入者（受益者）が支払う対価によってコストを回収する営利企業と違い、NPOが供給するサービスの対価は、受益者から直接徴収するとは限らない。つまりNPOはサービス受益者以外からの資金によって成り立つ組織であり、ファンディングすなわちさまざまな資金提供者へのア

プローチが重要な資金調達手段となっている。NPO自身が、提供するサービスの社会的な意義を訴え、多くの支持を得ることが存在の基盤となる。

(2) 行政・自治体による資金援助

行政・自治体によるNPOへの支援は、官民の役割を明確にした効率的な公共サービスの供給主体としてNPOを捉え、社会行政の分野でのNPOの役割を積極的に認めていくことが前提となる。

行政・自治体による資金支援策としては、

- ① 自治体の一般会計や基金などによる助成金・補助金
- ② NPOに対する業務委託
- ③ NPO寄付に対する税の減免
- ④ 金融機関の制度融資による支援・信用保証

などが挙げられる。上記①②を直接的支援策、③④を間接的支援策として分類すれば、今後より一層必要とされるのは、NPOを取り巻く環境整備に主眼を置いた間接的な支援である。特に、NPOへの社会的資源の還流を大きくするための、金融事業に対する支援は、産業政策の見地からも重要となる。

2 労働金庫のNPO支援の意義

労働金庫は、労働組合をはじめとする自主福祉事業体および勤労者個人に対する金融信用事業を担うものとして設立された金融機関である。つまり、信用力に乏しく一般の金融機関からの金融サービスが受けづらい人々や団体による相互扶助・助け合いの精神が設立の根幹にある。時代ごとに勤労者の課題に向き合い、オルタナティブな存在として歴史を作って

きた金融機関といえる。市民社会の地殻変動が起きているといわれる今、NPOに対する労働金庫の施策は、市民のネットワークによる公益活動支援への方策を模索し、新たな理念を具現化するものといえる。

3 労働金庫の金融業務による支援策

預金業務としては、預金利息の一定割合をNPOへ寄付するNPO支援目的定期預金（『ろうきんボランティア定期』／東京労金）や、毎年一定額を預金口座からNPOへ寄付する自動振替システム（『ろうきん定期寄付システム』／近畿労金）が制度化されている。またNPOの資金運用の一助となるものとしてNPOから受け入れる預金への金利優遇なども検討されている。

今後は、NPO活動の活発化に伴って、身体的な事情などでボランティアとしての参加はできないが、金銭または不動産などの提供によつての支援（参加）を行いたいとする篤志家が多く現われることも考えられ、個人的な信頼関係を越えた市民活動支援の輪の広がり金融機能を生かしていくことが期待される。

4 労働金庫の融資業務による支援策

融資業務は、NPOの支援策として最も効果的であるが、金融機関にとっては最も厄介な問題を抱えている。NPOそのものに対する認識の低さと事業評価の難しさ、信用力の判定基準の曖昧さ、社会性評価と事業運営とのギャップなど、NPOは金融機関の融資審査対象としては、今まで全く範疇になかった組織だからである。

NPOは、地域における様々な社会的課題に対応するために、問題意識を一にする市民により設立・運営されている組織であり、事業自体は小規模であり、収益性も高いとは言い難い。多額の資産を保有している団体は少なく、社会的なミッションが、存在の基盤といつても過言ではない。それゆえに、NPOに対する融資の姿勢としては、通常の中小企業に対する事

業融資の考え方とは、出発時点から性格を異にするものとして捉えておく必要がある。

しかし、事業体としてのNPOを継続して運営していくためには、融資制度の充実が資金調達のもっとも重要な要素となるはずである。助成金や補助金の場合には、人件費や運営費への補助が難しく、イベントへの助成などスポット的な資金の流れになってしまう傾向が強いのにに対し、融資の場合には、金利や連帯保証などの負担はあるにしても、設立資金から設備資金、運営資金、つなぎ資金、福利厚生資金などNPOの資金需要に合うという利点がある。柔軟な資金計画を可能にする手段でもある。

5 NPO融資が労働金庫の事業に果たす役割

NPO融資自体は労働金庫の融資伸長や収益改善に多大な寄与をするものではない。しかし、NPOとの連携を図ることにより、自主福祉金融機関の理念性がより高まるだけでなく、事業推進力の強化に繋がる。

(1) 独自性の発揮

非営利組織金融機関である労働金庫のNPO支援策を、ソーシャル・インベストメント（社会的責任投資）と捉え、互助・協同の精神で設立された労働金庫の資金の有効活用という視点と、新たな金融の役割という方向性を結びつけることができる。また、勤労者自主福祉活動の方向は、従来の「職域の生活保障」という枠を超え広範な視点からのアプローチが求められ、NPOとの新たなパートナーシップは、労働金庫の理念の具現化といえる。

(2) 新たな取引基盤の拡大

NPOは、組織基盤が不安定であることなどを理由に、都市銀行等の取引対象から除かれているのが現状である。現段階において、労金が金融機関としての機能と役割を発揮することは、地域を拠点とした新たな取引機会の創造に繋がる。職域・地域における二元取引および、地域住民を対象とした取引基盤の

拡大は、労働金庫の長年の事業課題であり、NPOはその重要な対象といえる。

6 労働金庫の融資審査・事業評価

NPOといえども、融資に際してその事業の健全性・収益性が問われるのは当然である。金融機関として、資産の健全性を担保するのは預金者への当然の義務である。

融資審査にあたっては、社会性の評価と融資基準をベースとした事業評価の大きな2つの枠組みにおいて判断することとしている。社会性においては、NPO自体の公開性や地域密着性、地域からの支持などを考慮している。融資基準をベースとした事業評価では、市場性や収益性、将来性などを考慮しているが、これら「評価基準」はNPOの実態に合わせ、今後の継続的な整備が必要である。

当面は、NPOに対する情報の集積をもとに、成功例・失敗例・問題例などから、NPO事業の実態を掴み、融資における審査ノウハウを蓄積していくことを第一義と考えている。

7 金融機関としての姿勢（先ず融資ありきではない）

NPOに対する金融機関の在るべき姿としては、アメリカのサウスショアバンクの事例が揚げられる。サウスショアバンクの成功要因は、営利を目的として設立された金融機関ではないゆえに、融資に際しての審査基準を厳しく設定し、無理な融資を行わない点にあるといわれている。善意の金融機関だからこそ、審査基準を厳しくすることで、金融機関としての社会的使命を遂行しているのである。

資金を融資することがNPOのためになるとは限らない。NPOの事業評価をきちんと行い、なぜ貸せないのか、どこが融資基準に満たなかったのかなどを公開し、今後のNPO事業活動のサポートに繋げることも重要な金融機能である。金融機能の中にある

様々なツールを使って、事業運営をサポートしていくことが金融機関としての本来の役割である。

8 労働金庫とNPOの新たなパートナーシップに向けて

今、各県の労働金庫においては、預金・融資、基金を活用したNPOとの関係づくりを急ピッチで進められている。社会貢献活動の一環として行われてきた従来のスタイルに加え、21世紀における新たな金融機関の役割という視点から、新たな事業領域としてNPOを捉えようとしている。

今日、NPO活動の促進に向け今後重要視されるのは、NPOを取り巻く環境整備に主眼を置いた社会的資源還流の仕組みである。労働金庫が、非営利・協同セクターの金融部門の担い手として、資金仲介機能を持ち、市民や企業、労働組合などからの幅広い資金（寄付金・拠出金）の受入機能、NPOへの助成機能、金融支援機能（制度融資への預託・利子補給など）、信用保証機能を持つことは、今後のNPOの発展、事業継続に大きな役割を發揮するに違いない。

そのためにも、勤労者とその家族のための福祉金融機関である非営利組織としての労働金庫の性格を、より現代社会に適合した形で發揮していくため、NPOとの多様な連携のあり方を模索したい。

一参考一

●「ろうきんNPO事業サポートローン」制度内容

- | | |
|----------|----------------------------------|
| (1) 対象 | 都内に主たる事務所を置くNPO法人 |
| (2) 資金用途 | 運転資金、設備資金 |
| (3) 融資額 | 無担保…500万円、有担保…担保評価の範囲内 |
| (4) 金利 | 年2.850%～4.650% |
| (5) 返済期間 | 手形貸付1年以内、証書貸付 無担保最長5年以内、有担保最長18年 |
| (6) 担保 | 無担保…不要、有担保…不動産・預金 |
| (7) 保証 | 機関保証 および 個人保証人1名 |